

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域における 就職支援促進事業（令和3年度）

対 象

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域で介護・障害サービス施設等や事業所を経営・管理し、かつ転居に伴う費用の支援制度（赴任旅費等）を有する（または新設する）法人等

補助対象となる費用

地域外から新たに正規職員（長期職場体験者を含む）を採用した際に負担する赴任旅費等に
係る経費。

ただし、正規職員は令和4年2月末日に在籍している方が対象です。

法人が負担する補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額に補助率
（2分の1）を乗じて得た額を比較して少ない方の額が補助額となります。

（補助基準額 336,000 円、補助上限額 168,000 円）

長期職場体験者とは？

インターンシップ等で6ヶ月以上職場体験を行う方です。

地域外とは？

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路の5地域以外の地域からの新規就職者（正規職員）だけ
でなく例えば但馬地域にある事業所が丹波地域から新規就職者を採用した場合も対象です。
外国人も対象ですが、海外からの赴任・渡航費用は対象外です。

以前から転居に伴う費用の支援制度がある法人も対象になるの？

この事業を機に転居に伴う費用の支援制度を新たに創設される場合だけでなく、以前から同
制度がある法人も対象です。

すでに対象地域に住んでいた者が、 就職を機に一人暮らしをする場合も対象になるの？

原則として対象になりませんが、通勤事情や住宅環境など個々に判断し、対象となる場合が
あります。個別にお問い合わせください。

お問い合わせ先

兵庫県健康福祉部 少子高齢局 高齢政策課 介護人材対策班

TEL 078-341-7711（内線 2944） FAX 078-362-9470